

秋田県環境審議会議事録

- 1 日 時:平成23年5月17日(火)15:00～16:30
- 2 会 場:秋田県庁 正庁
- 3 出席委員:石黒委員、伊藤委員、岩本委員、小笠原暁委員、小笠原(真)委員、小笠原(美)委員、片野委員、金委員、小浜委員、近藤委員、齋藤委員、佐藤委員、菅原委員、鈴木(俊)委員、鈴木(敏)委員、津村委員、露崎委員、永嶋委員(代理:菅原資源課長)、中西委員、那須委員、西出委員、西村委員、星崎委員、保科(恵)委員、保科(武)委員、松葉谷委員、水田委員、武藤委員、山内委員

- 4 議 事:
新たな「秋田県環境基本計画」について

5 議事の概要

新たな「秋田県環境基本計画」について

基本計画策定委員長	新たな「秋田県環境基本計画」策定委員会報告 ・資料1により策定経過を報告 ・資料2により第2次秋田県環境基本計画(案)概要について報告
県	第2次秋田県環境基本計画(案)について説明 ・素案からの主な変更点 ・パブリックコメント、審議会委員等意見について
委員	イバラトミヨとあるのを、トミヨ属雄物型に訂正してください。「グリーン電力」とあるのは「クリーン電力」ではないでしょうか
県	トミヨ属については、訂正いたします。「グリーン電力」は風力等の自然エネルギー等で発電している電力を言います。
委員	東京電力福島原子力発電所による放射能汚染による今後10年のことを考えますと、放射性物質による環境汚染の防止等の項目を付け加えるなどの必要がないでしょうか。
県	これまで、放射線等については国がやるということでありましたが、今回、県民の皆様の安全、安心を守るということで、県では状況を監視し、その結果を広報しなければならないとして頑張っているところであります。放射線の問題につきましては、環境基本計画の範疇でない別のところのものであり、また計画の策定にあたった時期も、震災前にある程度詰めたものであるということをご理解願います。
委員	産業と環境の関わりについての記述が少ないと考えます。人口減少、少子高齢化、働く場所の確保といった、秋田の課題である労働環境の観点が必要と考えます。

- 県 本計画の対象とする範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境としています。基本方針において、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」をあげること
で、産業と環境が調和した持続発展可能な環境の理念を謳っていると考えております。
- 委員 環境基本計画では、環境への負荷の減少のため、経済活動と生活様式の見直しの展
望が、当然検討されなければならないと考えますが、公害対策と3R推進のみがあげられ
た計画となっています。基本計画を策定する過程で、自然環境の保護と人間社会をどう
していくかが最大の問題と考えますが、その点をどの様に考えたのか教えていただきたい。
- 県 経済活動をどうこうするというのは、環境基本計画とは別の問題と考えます。計画により
目指す社会を実現するには、個々具体的な施策を積み重ねていくという手法で、計画の
理念を実現していくことが、県民視点に立った場合わかりやすいと考えます。
- 委員 国連のミレニアムアセスメント・プロジェクトでは、生物多様性を保全する上で、環境にと
って持続的なやり方で行われている伝統的産業の支援が謳われています。秋田県では地
場産業に占める伝統産業の割合も高く、こういう産業を支援する施策を展開することが、
環境を守り、産業を振興することとなると考えます。
- 県 この計画に経済の事柄を盛り込むことは困難であります。今年度県の産業関連予算
では、伝統工芸支援強化の方向性を打ち出しており、環境保全の手助けとなるのなら当
部としても支援を行い、相互的に施策を進める必要があると考えます。
今年度、生物多様性保全構想の改定を行いますが、この中で里山地域などの二次的
自然の保全の分野を視野に入れて取り組んでいます。
- 委員 従来型の産業では、公害などのマイナスのイメージが大きかった。秋田は自然環境が
良いところであり、環境に優しい産業である観光産業を育成、定着させ、産業と環境の両
立を考えることが秋田県にとって大事であると考えます。
- 県 県の観光計画では、農林水産業を含めた体験型観光の振興が打ち出され、市町村、振
興局レベルでの取組が徐々に成果を挙げつつあります。環境政策の面からもプラスに働
く要因でありますので支援して参りたいと考えます。
現在は、環境と対立するような産業は国内においてほとんどないと考えますし、環境政
策や規制政策を適性に運用することにより、環境に優しい産業の導入に繋がっていると考
えております。
- 委員 八郎湖の目標年度が平成24年度となっておりますが、上位計画である基本計画では10
年後の目標値を示し、行政の目指すべき方向性が見えやすくするべきではないでしょ
うか。
- 県 基本計画には、あえて平成24年度の目標値を載せましたが、1期計画の結果を踏まえ
た平成25年度以降の新しい計画による目標値が出てきた段階ですみやかに替えさせて
いただこうと考えています。上位計画といっても、個別計画との整合性を図りながら双方一
体となって進めるべきと考えております。

- 委員 田沢湖の状況について、深さ方向のpHの改善計画についても記載しないと、話題のクニマスの生息にも到底結びつかないと考えます。
- 基本方針については、第3章の将来の秋田の記載で、『「環境先進県」を形成しています』とある後に、『環境先進県を目指して』という文言がつくのが奇異に感じました。
- 計画は、今回の震災で被害を受けた、東北の他県を支援するような姿勢や、秋田で震災が起きた場合に生じる被害の考慮も必要ではないでしょうか。
- 県 田沢湖は、平成元年からの中和処理施設の稼働により、pHが上昇してきており、上部のpHが改善するにつれ、下の方も改善が図られています。改善状況については、県の環境白書で、毎年の状況を示しています。
- 基本方針は将来の秋田像として、『「環境先進県」を形成しています』とし、その状況に向けて今回の計画を進めていくということで「目指して」としましたが、本文をもうすこしわかりやすい表現となるよう検討いたします。
- 10年後には全国に誇れる環境先進県となるよう施策を進めて参りたい。
- 委員 11ページで「黒松」とあるのは「クロマツ」とカタカナに修正をお願いします。「快水浴場」の「快」はこの字でよろしいのでしょうか、また15ページの「出壺」はひらがな表記ではないでしょうか。16ページの「溪谷林」は、学会では「溪畔林」が使用されています。
- 県 ご指摘の箇所は、担当課と相談し、適切に対処したいと思います。「快水浴場100選」は、固有名詞であり、湖沼も対象としたものであることからこの字を使用しています。
- 委員 目指すべき環境像について、基本方針の文言からすると、環境像を「豊かな自然を循環する秋田」としてはどうでしょうか。また、副題を「みんなの力で環境先進県から世界へ」としてはどうでしょうか。
- 化学物質対策については、目標値としてダイオキシンだけでよいのでしょうか。光化学オキシダントやアスベストについても目標値を上げるべきでないでしょうか。
- 三大湖沼の水質浄化の達成状況については、目標が達成できなければ0%、達成できれば100%となるのでないでしょうか。
- 県 目指すべき環境像については、これまで策定委員会等でも議論をいただいたものであり、本日の段階で直すことは困難なことをご理解願います。
- 第4章の施策の展開において、アスベストについて記載しています。
- 委員 放射線についてですが、基本計画の範疇にはないとのことですが、秋田県ではどこの範疇になるのでしょうか。
- 県 放射線の業務は国の業務であり、秋田県には担当はありませんでした。今回の福島原発の事故を受け、健康環境センターにおいて空間放射線、水道水の測定を行い、窓口は環境管理課が担っております。
- 委員 秋田県の小水力発電で発電した電気は、停電時に秋田県だけで使用できるようできないでしょうか。また、小水力発電を環境として推進する立場を示してほしいです。

県 震災対策については、利己主義的な考え方は捨て、困っている人たちを助けるために優先的に融通せざるを得ないと考えます。また、東北全体でも夏のピーク時には、15%の節電に加えて、東京電力から140万kWの融通をいただくこととなっています。

小水力発電は現在の規模では、節電計画に影響する数値には及びません。

小水力発電については、国等へも新エネルギー支援制度の創設を要望しています。

委員 成瀬ダムや鳥海ダムについて、環境基本計画に記載しないのですか。

県 環境基本計画は、個々の施設のあり方について述べるものではありません。

委員 振興管理システムのPDCAサイクルの図についてですが、役割を担う主体が良くわかりません。

県 実行の部分については、各主体が計画に基づいて様々な計画を実施していきますが、PCAの部分については、県が担うべきだと考えています。

議長 この内容につきましては、計画案として概ね妥当であるとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 現段階では審議をもっと続けるべきではないでしょうか。

県 計画を議論する中身について、状況が3月11日の震災以降大きく変わってしまい、この計画のベースとなる国の計画や社会情勢が大きく変遷していきだろうと認識しています。そのため、この計画は、状況がある程度明らかになった時点での見直しが必要と考えています。

計画案は、策定委員会で十分に検討いただいたものであり、用語の修正などの必要箇所の修正については、会長と十分相談した上で行わせていただきたい。

議長 意見は、後ほど受付けるものとして、修正について御一任いただき、この案は妥当なものとして答申させていただきます。